

世代と世代の
支え合いの仲間へ

日本に住んでいる20歳から60歳までの人は、国民年金への加入が義務付けられています。

就職、退職、婚姻などにより加入する種類が変わりますので、必ず手続きを行いましょ。

納付方法

●口座振替・クレジットカード納付

口座振替やクレジットカードで定期的に納めます。手間がかからず、納め忘れを防ぐことができます。

●現金納付

日本年金機構から送られる納付書を使用し、金融機関やコンビニエンスストアで納付します。

※どちらの納付方法も、一括で保険料を納めると割引になる前納割引制度があります。

※保険料を未納のままにしておく
と、障害基礎年金や遺族基礎年金が受け取れない場合がありますので、必ず納付しましょう。

納付が困難なときは…

経済的な理由などで保険料を納めることが困難な場合は、未納のままにせず**免除・猶予制度**を利用しましょう。

将来の年金額を増やすには…

定額保険料（令和4年度は月額16,590円）に加え、付加保険料（月額400円）を納めると、老齢基礎年金に付加年金が上乘せられて受け取ることができる**付加保険料制度**があります。

老後のためだけのものではありません

国民年金には、年をとったときの「老齢基礎年金」のほか「障害基礎年金」や「遺族基礎年金」があります。

■免除・猶予制度

学生納付特例制度	学生本人の所得が一定額以下の場合、在学期間中の保険料の納付が猶予されます。対象は、学校教育法に規定する大学・大学院・短期大学・高等学校・高等専門学校・専修学校・各種学校（修業年限が1年以上の課程）などに在学する人です。
納付猶予制度	学生ではない50歳未満の人で、働いていないなどの理由で生活に余裕がない場合に、本人・配偶者それぞれの所得が一定額以下の人は、保険料の納付が猶予されます。
免除制度	失業や災害など経済的な理由で保険料を納めることが難しい場合、本人・配偶者・世帯主それぞれの所得が一定額以下の人は全額もしくは保険料の一部が免除されます。

今の“まさか”に	将来の“まさか”に	老後の“安心”に
障害基礎年金 病気やけがなどで障がい者になった際に受け取る年金	遺族基礎年金 一家の働き手が亡くなった際に、家族や子どもが受け取る年金	老齢基礎年金 65歳になったら生活費の一部として受け取る年金

上記の国民年金制度の内容やメリットなどに関する動画はこちら↓



老齢年金受給者の皆さんへ
源泉徴収票が送られます

老齢年金を受けている人には、日本年金機構より、1月中旬から下旬にかけて「令和4年分の年金等の源泉徴収票」が送られます。源泉徴収票は、昨年中に支払われた年金額や年金から差し引いた税額・控除の内容などをお知らせするものです。年金のほかに収入があるなどの理由で確定申告をする人は、申告手続きの際にこの源泉徴収票が必要になります。

■問い合わせ

- ・ねんきんダイヤル ☎057010511165
- ・高崎年金事務所(代表) ☎027132214299